

中小企業倒産防止共済掛金の損金算入の制限他

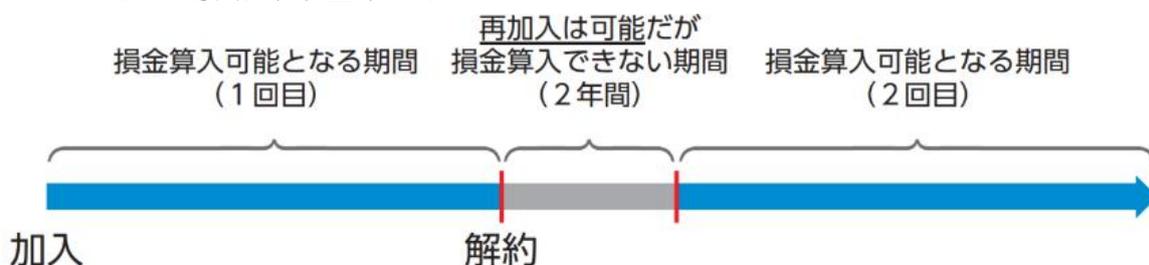
中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)の掛金の税務上損金算入(個人事業主:必要経費)について、2024(R6)年10月から一定の制限が設けられました。その他2025年(R7)年1月から、税務署提出書類の收受日付印の押印廃止について紹介します。

中小企業倒産防止共済制度の掛金損金算入の制限

中小企業倒産防止共済制度は、中小企業の取引先事業者が倒産してしまった際の連鎖倒産を防ぐことを目的として、独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)が管轄している共済制度。本来の目的は、取引先倒産時に無担保、無保証で掛金の最大10倍までの借入ができる制度です。その掛金は基本的に損金(必要経費)処理が可能で、40ヶ月以上加入していれば自己都合解約でも掛金の全額が戻ります。制度の詳細は中小機構のHPを参照ください。<https://www.smr.j.go.jp/kyosai/kyosai/features/index.html>

既に当該制度を活用している法人・個人事業者が多くあると思いますが、当該掛金の扱いについて2024(R6)年10月1日以降に「解約」し、再加入する場合に税務上一定の制限が設定されています。制限内容: 2024(R6)年10月1日以後に解約した共済契約は、解約日から2年間は再加入しても掛金の経費処理(損金算入または必要経費)が認められず、当該期間の掛金は資産計上が必要となります。

改正のイメージ (引用:中小企業 HP)



従前、節税目的で4年弱加入した後に解約し、直ちに再加入する事例が多くなり、共済制度の本来の趣旨から逸脱した運用が目立っていたことが原因と考えられています。

税務署提出書類の收受印の押印廃止

政府は各種手続をオンライン化するデジタル社会の実現に向けて制度等を整備しています。その中で税務手続についても、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し(税務行政のDX)を進めています。最近ではオンライン(e-tax)を利用した申告手続が7~8割になり、今後も利用割合が高まっていくものと見込まれています。そのような状況を踏まえ、これまで実施してきた税務署への書面提出による申告書・届出書の「控え」への收受日付印(青インクの丸判)の押印(押捺)が2025(R7)年1月から廃止されます。

税務申告が必要な法人・個人の大半は、委託している会計事務所がオンライン(e-tax)申告をしていると想定されます。e-tax 申告の場合は、申告データの送受信が終了した時の「受信通知」が税務署申告の証明資料となり、今後と同様の手続となり特段変更はありません。



一方、今後も紙書類で申告・届出をする場合には、收受日付印(青インクの丸判)の押印は行われなため、「控え」提出は不要になり、「正本(提出用)」のみ提出することになります。なお、2025(R7)年1月以後の対応として、紙提出時の申告書等への收受日付印の押印に代えて、当面の間は「日付」や「税務署名」を記載した「リーフレット」を希望者に渡すことになるようです。

金融機関等には、書面提出書類(控え)への收受日付印の押印が行われない旨、当局から事前説明が行われている模様ですので、その点は心配する必要なさそうです。

@12月の予定

- 12/10・11月分源泉所得税
- ・住民税の特別徴収税額納付期限
- 1/6・10月決算法人の確定申告
- ・1,4,7月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

